



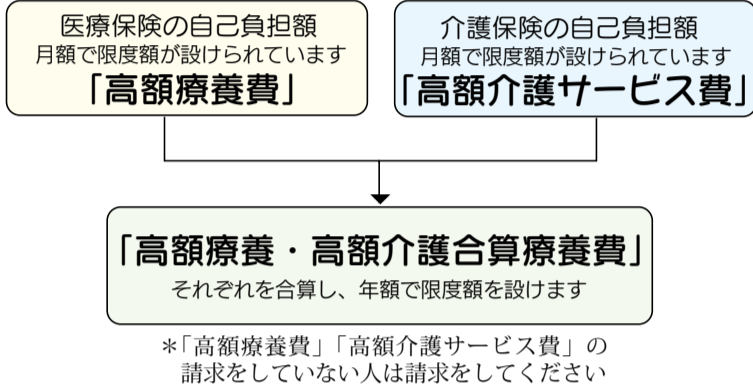
国保を知ろう 高額療養・高額介護合算制度

「高額療養・高額介護合算制度」とは？

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。

みなさんが、病院や介護保険のサービスを利用した時の自己負担額は、それぞれの保険制度に基づき月額で限度額が設けられています。限度額を超えた分は、申請して認められると、後から払い戻されます（高額療養費と高額介護サービス費）。

さらに、世帯の8月から翌年7月までの1年間の医療保険と介護保険の自己負担額（高額療養費と高額介護サービス費は差し引きます）を合計して限度額を超えた場合、その超えた額が各保険者で配分され、払い戻されます。



所得や年齢に応じて限度額が決まります

自己負担額の合算額から自己負担限度額を差し引いて、500円以上になる場合に限り高額医療・高額介護合算医療費が支給されます。

●70歳未満の世帯限度額

医療保険	被用者保険	国民健康保険
一般		67万円
上位所得者*1		126万円
住民税非課税世帯		34万円

*1 上位所得者とは、被用者保険（国民健康保険以外）の場合、標準報酬月額が53万円以上の人。国民健康保険の場合、保険税の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯の人

(例) 70歳未満の一般世帯での計算

*1年間同じ医療保険に加入の場合

自己負担額	夫(68歳)	妻(66歳)	世帯合計額	世帯限度額	支給額
医療費	40万円	10万円	50万円	67万円	28万円
介護費	5万円	40万円	45万円		

▽支給額=医療費(50万円)+介護費(45万円)-67万円=28万円

●70歳以上の世帯限度額

医療保険	後期高齢者医療保険*2	被用者保険	国民健康保険
一般			56万円
現役並み所得者 (医療費3割負担の人)			67万円
低所得者*3	II		31万円
	I		19万円

*2 75歳以上の人と、65歳以上で一定の障がいがある人
*3 低所得者Iは、住民税非課税世帯で世帯全員の所得が0円(年金収入は80万円まで控除)の世帯の人。低所得者IIは、それ以外の住民税非課税世帯の人

(例) 70歳以上の一般世帯での計算

*1年間同じ医療保険に加入の場合

自己負担額	夫(78歳)	妻(77歳)	世帯合計額	世帯限度額	支給額
医療費	40万円	10万円	50万円	56万円	39万円
介護費	5万円	40万円	45万円		

▽支給額=医療費(50万円)+介護費(45万円)-56万円=39万円

限度額は年額で計算

8月1日から翌年7月31日までの分を計算します。所得区分は7月31日に加入している医療保険の所得区分が適用されます。

加入の医療保険ごとに7月31日に世帯合算

医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある世帯が対象です(食費や居住費、差額ベッド代などの保険外診療は合算の対象外)。

70歳以上の人は、全ての自己負担額を合算の対象にできますが、70歳未満の人は、同じ人が同じ月内に同じ医療機関(入院・外来は別)に支払った自己負担額が1カ月21,000円以上の場合、合算の対象となります。

支給対象者へ通知を送付

国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人には、平成24年1月以降に世帯主へ手続きの案内文書を送付します。ただし、平成22年8月から平成23年7月までの間に、他の市町村から転入した場合や、複数の医療保険(被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度など)に加入していた場合は、送付できないことがあります。

案内文書が届いたら、国保医療課で支給申請をしてください。申請には、健康保険証、介護保険証、印鑑、療養費の振込口座番号の控えが必要です。被用者保険(国民健康保険、後期高齢者医療保険以外)に加入している人は、それぞれの医療保険にお問い合わせをお願いします。

*平成23年7月31日現在加入している医療保険者に申請してください

■問い合わせ先

- ▽国保医療課国民健康保険係 ☎(36)1363
- ▽国保医療課後期高齢者医療係 ☎(36)1348
- ▽介護保険課介護保険係 ☎(36)4877

市女性消防団員募集

平成9年4月に発足した市女性消防団は10年以上を経過し、現在、新しい取り組みを実施しています。これに伴い、11月からの新団員を募集します。

- 活動内容 毎月1回の夜間(午後7時30分〜同9時)の会議と防火指導訓練、年間数回の消防訓練に参加など
- 応募要件 市内在住か通勤、通学する18歳以上の健康な女性で、普通自動車免許取得者
- *入団後3〜5年は活動可能な人
- 待遇 報酬、消防活動に必要な制服貸与、表彰制度、退職報償制度、公務災害補償制度あり
- 募集人数 若干名
- *応募多数の場合は面接で選考
- *申込方法 10月28日(金)までに、生活安全課消防主任(早川) ☎(36)5050へ電話で申し込む

市から



市営住宅 入居者募集

- 内容
 - ▽ゆり団地(自由ヶ丘2丁目) / 中層耐火構造4階建1戸
 - ▽平原団地(須恵3丁目) / 簡易耐火構造2階建11戸
- 【共通事項】
 - 収入基準 同居しようとする親族の収入を含め、諸控除後の所得金額が月額15万8000円(年間所得189万6000円)以下
 - 家賃 所得に応じて異なる
 - 入居資格 住宅に困っている市内在住か通勤する人で、同居しようとする親族がいる人
- 申込方法 10月5日(水)から同14日(金)までに、申込用紙に必要事項を記入し、ハガキ2枚を添えて、建築課か大島行政センター1へ持参する
- *申込書は、10月5日(水)から、建築課と大島行政センターで入手可
- *申込者か同居親族が暴力団員の人は入居申込不可
- 問い合わせ先 建築課 ☎(36)5203